

令和 6 年度

豊沢川農業水利事業

豊沢川地区事業誌編纂（その 1）業務

現 場 説 明 書

東北農政局

和賀中央農業水利事業所

1. 一般事項

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙1のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不等要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2. 作業歩掛について

(1) 「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」（以下「積算基準」という。）

に定められていない作業歩掛については、別紙2のとおり考えている。また、積算基準の標準歩掛以外の作業歩掛（作業歩掛に付随した機械経費及び材料費を含む）については、歩掛の妥当性を検証するために歩掛実態調査を行うこととしており、調査様式は監督職員が別途指示する。

(2) 本業務における作業条件等については、別紙3のとおりとしている。

3. 積算体系について

本業務の積算構成は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）の設計業務を適用しており、工種区分は実施設計以外としている。

4. 打合せについて

(1) 打合せ場所は、東北農政局和賀中央農業水利事業所豊沢川農業水利事業建設所とする。

(2) 打合せに係る配置人員は下表のとおりとし、打合せの作業日数は0.5日/回、往復移動に係る日数0.5日/回を見込んでいる。

職 種 打合せ	主任技師 (人/回)	技師A (人/回)	技師B (人/回)
初 回	1	1	

第2回		1	1
最終回	1	1	

5. 旅費交通費について

- (1) 積算上の基地は仙台市としている。
- (2) 打合せは、宮城県庁～建設所間（高速利用：仙台宮城 IC～花巻南 IC）をライトバン利用で、日帰りにより行うことを見込んでいる。なお、高速利用代金 6,780 円（往復料金、消費税抜き）を計上している。
- (3) 作業項目「1-2. 資料の収集」に係る現地調査は、打合せ時に必要に応じて実施することを考えているため旅費交通費は計上していない。

6. 成果物について

業務報告書の出力は、A－4 サイズ 300 枚程度、A－4 ファイル縦型幅 5 cm を想定している。

7. 施設管理者について

本業務に関わる施設管理者は岩手県及び豊沢川土地改良区である。

8. 事業誌（案）作成対象項目について

本業務における事業誌（案）の作成対象は別紙 4 に示すとおり考えている。
また、掲載項目として「地域農業の将来展望」の記載追加を考えている。

別紙－１

契約の保証について

- (１) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 花巻代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏 和賀中央農業水利事業所庶務課長 鎌田 文範」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律

- (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社 (以下「金融機関等」と総称する。) とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中央農業水利事業所長 松岡 伸一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に、記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書 (変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。) の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中央農業水利事業所長 松岡 伸一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中央農業水利事

業所長 松岡 伸一」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

作業歩掛表

【設計業務】

(単位:人)

作業項目	数量	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備 考
1. 事業誌の構想	1式						
1－1. 基本方針策定	1式	2.0	4.0	4.0	3.0		
1－2. 資料の収集	1式	1.0	4.0	5.0	5.0	4.0	
2. 事業誌原稿作成	1式	3.0	6.0	9.0	9.0	9.0	
3. 点検・とりまとめ	1式	1.0	2.0	3.0	3.0	2.0	

作業条件表

【設計業務】

作業項目	作業条件等	数量	備 考
1. 事業誌編纂		1式	
1) 事業誌の構想		1式	見積歩掛※
(1) 基本方針策定		1式	見積歩掛※
(2) 資料の収集		1式	見積歩掛※
2) 事業誌原稿(案)作成		1式	見積歩掛※
3) 点検・とりまとめ		1式	見積歩掛※
2. 打合せ等			
1) 打合せ	打合せ日数0.5日、往復移動日数0.5日	3回	標準歩掛
3. 旅費交通費			
1) 打合せ	ライトバン移動、日帰り、高速道路利用 (仙台宮城～花巻南)	3回	標準歩掛
4. 業務報告書作成	電子納品3枚(CD-R等)、出力1部(A-4版300枚 程度、5cm厚チューブファイル)	1式	標準歩掛
5. 業務管理費		1式	
6. 一括計上		—	

- ※1. 本作業条件等は入札参加者の見積の参考資料とするものであり、業務請負契約上、発注者、
受注者の双方を拘束するものでない。
2. 作業歩掛は別紙2に示すとおり。

事業誌掲載項目（案）

※本業務の作成対象は○印とする。

項目	内容	R6業務 作成対象	備考
序文	東北農政局長	－	
発刊にあたって	東北農政局農村振興部長	－	
発刊によせて	岩手県知事、花巻市長、豊沢川地区促進協会長	－	
グラビア	受益地航空写真、施設写真、一般計画平面図	○	建設所から写真等データを提供
第1章 地域の概要			
1. 自然	位置、地形、地質、気象	○	
2. 社会概況	人口及び世帯数の推移、産業別商業人口の推移、交通状況、土地利用	○	
3. 地域農業	農家数・農家人口、経営規模、作付面積・収穫量、地域のビジョン	○	
4. 岩手県の農業農村整備	農業農村整備の展開、農業農村整備計画、水田の整備状況	○	
第2章 事業の経緯			
1. 豊沢川地域の水利開発	水田開発等の歴史	○	
2. 前歴事業（国営豊沢川土地改良事業）	事業概要等	○	建設所から資料データ（前歴事業誌）を提供
第3章 国営豊沢川土地改良事業計画の概要			
1. 目的		○	建設所から資料データ（事業計画書）を提供
2. 地域及び地積		○	〃

3. 現況	気象、土地状況、水利状況、道路状況、地域農業の概況、地域環境の概況	○	〃
4. 一般計画	事業計画の要旨、営農計画及び土地利用計画、用水計画	○	〃
5. 主要工事計画	用水施設	○	〃
6. 工事の着手及び完了の予定時期		○	〃
7. 事業費の総額及び内訳		○	〃
8. 効用		○	〃
9. 関連する事業		○	〃
第4章 主要施設の設計と施工			
1. 豊沢ダム	概要	○	建設所から資料データ（工事完成図書、業務報告書）を提供
2. 小水力発電	概要	○	〃
第5章 環境との調和への配慮	環境配慮の概要	○	建設所から資料データを提供
第6章 事業実施及び補償費			
1. 事業費決算		○	建設所から資料データを提供
2. 用地費及び補償費		○	建設所から資料データを提供
3. 河川協議		○	建設所から資料データを提供
第7章 資料			
1. 豊沢川土地改良区	概要、改良区の取組	○	
2. 事業所開所式		○	建設所から資料データを提供
3. 事業完工式		-	
4. 事業所組織の変遷	機構図、在籍者名簿	○	建設所から資料データを提供
あとがき	建設所長	-	